

令和5年10月

# 総 会 議 事 録

萩市農業委員会



会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。  
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 草野委員、13番 烏田委員に  
お願いいたします。  
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第64号「職員の任免について」を議題に供します。事務局  
から説明をお願いします。

事 務 局 議案第64号の説明

議 長 以上の説明のとおり、10月1日付けでの人事異動であります。  
萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。  
議案第64号「職員の任免について」、原案のとおり決定すること  
に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり決定いたしまし  
た。

議 長 議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第65号第1項について説明いたします。議案は、  
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

10月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は662㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ宅地とともに農地付き物件として売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が取得する物件から近く、退職後に農業を検討されている中で譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、娘さんが●●●歳、娘婿が●●●歳とともに農業経験年数は0年です。農業従事日数は、本人及び娘さん夫婦それぞれ50日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費が中心となりますが、果樹等の栽培を行われるとともに、生産量が増えれば旅館等の売店に販売するご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、農機具等の保有はありませんが、今後、草刈機、消毒用噴霧器、耕運機等の機械を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、10月6日に、●●●委員と●●●委員と事務局3名と私の6名で現地確認をいたしました。内容については、今事務局から説明があったとおりでございます。現地は、いろいろな種類の柑橘が植えられ、きれいに管理されており、これまでも収穫されておったのだらうと思われまます。家屋とあわせて取得されるということで、今後もきちんと耕作管理されるものと思われまますの

で、特に問題はありません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

10月10日、●●●地区担当の●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、3筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は860㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は782㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外に在住で農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ、宅地とともに農地付き物件として贈与による譲渡を検討されておられました。

譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を検討する中で譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、夫が●●●歳、農業経験年数は本人が1年、夫が5年です。農業従事日数は、本人50日、夫が100日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費が中心となりますが、玉ねぎやカボチャ、サツマイモ等の露地野菜の栽培を行われるとともに、生産量が増えれば道の駅等にも出荷するご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機1台、軽トラック1台を保有し、今後、必要に応じて農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、10月10日に、●●●会長、●●●推進委員、事務局と申請者の●●●さん、そして私とで現地確認をしております。内容については事務局の説明のとおりでございますけれども、●●●地区でこういった若い方が空き家を購入されて入ってこられるということは、大変良いことだと思います。地域の受け入れ体制も大事で、根づいていただければと思っております。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

10月10日、●●●地区担当の●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は100㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,008㎡、権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外に在住で農業後継者もおらず、耕作継続が難しいと考えられ、売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅に隣接する農地で一体的な農地管理ができることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は24年、農業従事日数は、180日となっております。

営農計画ですが、申請地において、ナス、キュウリ、トマト、大根、オクラ等の露地野菜の栽培を行われるとともに、JAファーマーズマーケットに出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、草刈機3台及び軽トラック1台を保有し、営農に必要な作業機械を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 こちらも、10月10日、●●●会長、●●●推進委員、事務局と、申請者の●●●さんと私とで、現地を確認いたしました。内容については、今事務局から説明があったとおりで、●●●さんの自宅のすぐそばの畑で、きれいに管理されていて、そのまま使われるということでしたので、何ら問題はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

10月3日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.2kmに位置し、着色した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに田で、面積は1,606㎡です。

譲受人は●●●地区の●●●さんで、耕作面積は4,927㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢となり体力的に耕作継続が難しいと考えられ、周辺農地の耕作者へ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地の隣接農地を耕作されており、一体的な農地の利活用が図られることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は25年で、農業従事日数は、150日となっております。

営農計画ですが、申請地において、水稻の作付を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、草刈機4台を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、10月3日に私と、●●●委員、●●●委員、事務局と、●●●さんで現地を確認しました。内容につきましては、ただいまの事務局の説明があったとおりでございます。この田んぼは、所有者の●●●さんが作られなくなって、かなり荒れておりました。それで、隣接の田を借り受けて耕作されている●●●さんも困っておって、相談したところ、もらってほしいという話になったようで、●●●さんが買い受けることになったということです。現地は今草を刈って、きれいな状態になっていて、●●●さん所有の田が下にあるので今後は一団の田として作りやすいのではないかと思います。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

10月3日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は195㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は1,233㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さん●●●歳は、農業後継者もおらず、市外在住の為、耕作継続が難しいと考えられ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅から近く、経営規模拡大を検討されている中で譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は1年で、父親が●●●歳で農業経験年数は同じく1年、農業従事日数は、本人と父親それぞれ120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費が中心となりますが、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機1台を保有され、今後、営農に必要な農機具を随時導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、10月3日に、●●●委員、●●●推進委員、●●●委員、事務局と私で、現地調査しています。現地は、所有者が市外におられることから、長らく耕作されておりませんので、状態がいいとは言えませんが、空き家と一緒に購入して管理すると

ということで、遊休農地の解消につながればと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 説明いたします。議案は6ページです。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しておりますが、急遽、新しい借り手が決まったものを上程するものです。公告は11月1日付となります。

それでは総会資料6ページの利用権設定状況(令和5年11月1日)の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっております。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

11月1日に設定されるものは、●●●地域と●●●地域の新規のみとなりますが、総件数3件、筆数3筆、田が1筆で面積が2,038㎡、畑が2筆で、面積の合計は812㎡です。田と畑の面積の合計は、2,850㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、6ページに設定条件の一覧表を、7ページと8ページに各地域の集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議長 議案第67号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第67号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案書は9ページ、一覧表は10ページです。

本日は、2件の合意解約が提出されております。それでは、第1項を説明いたします。

●●●、地目は、登記、現況ともに畑で、面積は2,038㎡です。

賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、別の担い手が耕作される予定です。

続きまして、第2項並びに第3項を一括でご説明いたします。●●●で、地目は、登記、現況ともに田で、面積は1,335㎡です。中間管理事業により利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●で、公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して、賃

貸人が●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第67号の報告は終わります。

### (報告事案-2)

議 長 議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 説明に入る前に、農地転用の許可基準の立地基準の農地区分について説明いたします。

農地転用の許可基準は大きく分けて二つあります。

一つは、一般基準、もう一つは立地基準です。

一般基準は、①、転用の確実性で、目的実現に必要な資力及び信用があること、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること、法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を行っていること、転用面積が目的からみて適正であることなどです。

②、被害防除措置の妥当性で、転用により、土砂の流出等の災害を発生させるおそれがないこと、農業用排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことです。

③、一時的な転用で、①から③の3つがあります。

今から説明します、立地基準(農地区分)に適合する場合であっても、一般基準に該当しない場合には許可をすることはできません。

それでは、農地区分について説明いたします。

農地は農地の位置、自然条件、都市環境等により5種類の農地区分に分けられます。それぞれの農地区分によって農地転用許可方針は異なってきます。

①は、農用地区域内農地で、農業振興地域の整備に関する法律、通称「農振法」に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農振農用地区域とされた区域内的の農地です。

農地転用許可方針は原則不許可で、転用する場合、一時的な利用等を除き、原則として農振農用地から外す手続が必要となります。

②は、甲種農地で、市街化調整区域内にある農地のうち、集団農地おおむね10ha以上で、高性能農業機械による営農に適した農地と、農業公共投資（土地改良事業等）から8年以内の農地で、農地転用許可方針は原則不許可です。

③は、第1種農地で、良好な営農条件を備えている農地で、集団農地、おおむね10ha以上と農業公共投資（土地改良事業等）の対象となった農地と生産性が高い農地です。農地転用許可方針は原則不許可です。

④は、第2種農地で、「第3種農地」に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、農用地区域内にある農地以外の甲種、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、相当数の街区を形成している区域や、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内になる農地の区域で、その規模が10ha未満であるものや、駅、市町村役場等の公共施設から近距離（500m以内）にある地域内にある農地となります。農地転用許可方針は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できる代替地があると認められる場合には、原則として許可することはできません。

⑤は、第3種農地で、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、上水道管、下水道管、ガス管のうち2つ以上が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等の公共公益施設がある区域、駅、市町村役場等の公共施設から至近距離、300m以内にある地域、都市計画法上の用途地域が定められている区域、土地区画整理事業の施行区域、街区の面積に占める宅地化率40%以上の区画、住宅や公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地で、農地転用許可方針は、原則許可となっています。

以上が、農地区分となります。

続きまして、農用地区域からの除外について説明いたします。

萩市農政課より、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地区域からの除外について、萩市農業委員会に意見を求められた場合の事務取扱については、「農業振興地域整備計画の変更等に係る意見書交付事務取扱要領」を平成24年4月1日に定めています。

この要領により、農用地区域除外後に第1種農地の場合で、植林・農家住宅・認定電気通信事業者が行う農地転用を除くもの、そして、農用地区域除外後の第2種、3種農地で農地転用面積が1,000㎡以上のもので、植林を除くものが総会の議決議案事項となり、他の案件については、総会での報告議案事項となっています。

それでは、議案第68号第1項について説明いたします。議案は12ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について10月5日付で意見書交付の依頼があったものです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南東800mに位置する農用地区域内農地の小集団農地で、過去に公共投資の対象となっておらず、農用地区域除外後は第2種農地となります。

地番は、●●●、登記・現況地目とも畑、面積は590㎡の内20㎡です。

所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんです。

こちらにつきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用許可を要しません。

また、申請地は、南側は公衆用道路、北側・西側及び東側は畑に囲まれた農用地区域内の農地で、一団の農地の中心部に位置していますが、事業規模も必要最小限であることから、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を令和5年10月5日付けで交付しています。

続いて、第2項について説明いたします。議案は12ページです。

同じく、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について10月4日付で意見書交付の依頼があったものです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から北3.1kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上の規模の一団の集団農地で、農用地区域除外後は第1種農地となります。

基本的に第1種農地は転用許可をすることはできませんが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の例外規定に該当し、許可基準を満たすものとなります。

地番は、●●●、登記・現況地目とも畑、面積2,394㎡の内613.82㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は、現在●●●のアパートに夫と子どもで居住しておられますが、●●●に帰ってきて農家の後継者として就農するため、父親の●●●さん宅と農地がすぐ

そばにあり、農作業が行いやすい場所として、父親の土地を使用貸借して農家住宅130.27㎡及び車や農機具の回転場を整備するものです。

当該農地については、北側は市道●●●線、東側は原野に接している農用地区域内の農地で、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も必要最小限であることから、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に影響を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について、令和5年10月5日付けで異議ない旨の意見書を交付しています。

なお、本件につきましては、今後の手続きとしましては、県から農用地区域除外について異議の無い旨の回答が下りましたら、通常農地転用と同様に農地法第5条申請書が提出され、現地確認の上、農業委員会総会での審議となります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第68号の報告は終わります。

### (報告事案-3)

議長 議案第69号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第69号第1項について説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月22日、●●●地区の農地パトロールの日に●●●会長さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●支所から南東1.7kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は57㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線沿いにある山林に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、平成17年に相続したが、平成25年頃より耕作しておらず、隣接する山林と一体化しつつあり、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は竹や雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第69号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会